

消費税率8%引き上げ時の改定における消費税対応の計算方法について(補遺)

－「消費者物価への影響」を用いることの問題点－

平成25年11月14日

公益社団法人 日本医師会

平成25年8月2日の当分科会に本会より提出した「平成元年及び平成9年4月改定時における消費税対応の計算方法の疑問点」(次頁 資料1)において、

疑問点2. 消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として、「消費税率」ではなく、

「消費者物価への影響」を用いている点

として指摘を行ったが、その後、平成25年9月25日の中医協総会にて厚生労働省より報告された「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理(次頁 資料2)に、(参考:平成9年の計算式)が掲載された。

このままでは、今回改定においても同様の計算式が用いられる懸念があることにより、改めて以下の意見を申し述べる。

今回改定での診療報酬本体の改定率の計算式においては、従来用いられてきた「消費者物価への影響」を用いるべきではなく、それに替えて「消費税率」を用いるべきである。

この「消費者物価への影響」に関する問題が、修正されることなく今日に至っていることが、医療機関の消費税負担において「マクロ的な補てん不足」が必然的に生じる原因であると認識している。

そして、この問題は、純粋に技術的な問題であるので、当分科会において、結論を出していただくべき課題であると考えている。

資料1 第7回診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会提出資料

「今村委員提出資料 H25.8.2」4 ページ

疑問点2

消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として、「消費税率」ではなく、「消費者物価への影響」を用いている点

1. 当分科会における説明 課税仕入れに乗ずる係数として、消費税率ではなく、予想値である「消費者物価への影響」を用いた理由について、①非課税取引の存在、②免税事業者の存在、③物品税廃止の影響(平成元年)の3点が説明された。

2. 上記の対応への疑問

- ① 非課税取引については、すでに課税仕入れに絞り込んだ金額に乗じる係数であることから、ここで改めて非課税取引を考慮して二重に差し引くことは不適切。
- ② 免税事業者からの仕入れについては、医療機関における「免税事業者からの課税仕入れ」は僅少と考えられる(注1)。
- ③ 物品税廃止の医療機関への影響(平成元年)については、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的(注2)。

3. 次期対応への意見

今後は「消費者物価への影響」ではなく「消費税率」を用いるべき。

(注1) 平成23年度第24回税制調査会の参考資料(財務省提出)において、免税事業者の課税売上高は、課税売上高全体の1.7%と推計されている。医療機関が免税事業者から購入する割合は、一般消費者に比べ、低いと考えられる。

(注2) 物品税の課税対象は、宝石、毛皮、電化製品、モーターボート、パチンコ機、乗用車、ゴルフクラブなど。
また、消費税導入時に、トランプ類税、砂糖消費税、入場税、通行税、電気税、ガス税、木材取引税(いずれも間接税)が廃止され、酒税、たばこ税の税率引き下げも行われた。これらの間接税見直しの影響も、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的と考えられる。

4

資料2 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の中間整理

(平成25年9月25日) より

○今回の消費税引上げ時の対応については、診療側委員から、病院、診療所、歯科、調剤ごとに、課税経費率を基に消費税負担額を算出し積み上げた額と、既存の手当分との差額を手当てすべきであり、具体的な負担額について、今後議論すべきとの意見があった。

(参考：平成9年の計算式)

- ①薬価基準分 (薬剤費の割合) × (105/103-1)
- ②特定保険医療材料 (特定保険医療材料の割合) × (105/103-1)
- ③診療報酬本体分
{100 - (人件費の割合) - (薬剤費の割合) - (特定保険医療材料の割合)
- (非課税品目の割合)} × 1.5/100 (消費者物価への影響)

※「消費者物価への影響」の1.5/100という数字は、平成9年の消費税引上げ時に、経済企画庁が消費税率引上げが国内物価に与える影響として試算した数値に基づいている。

1. 消費者物価について

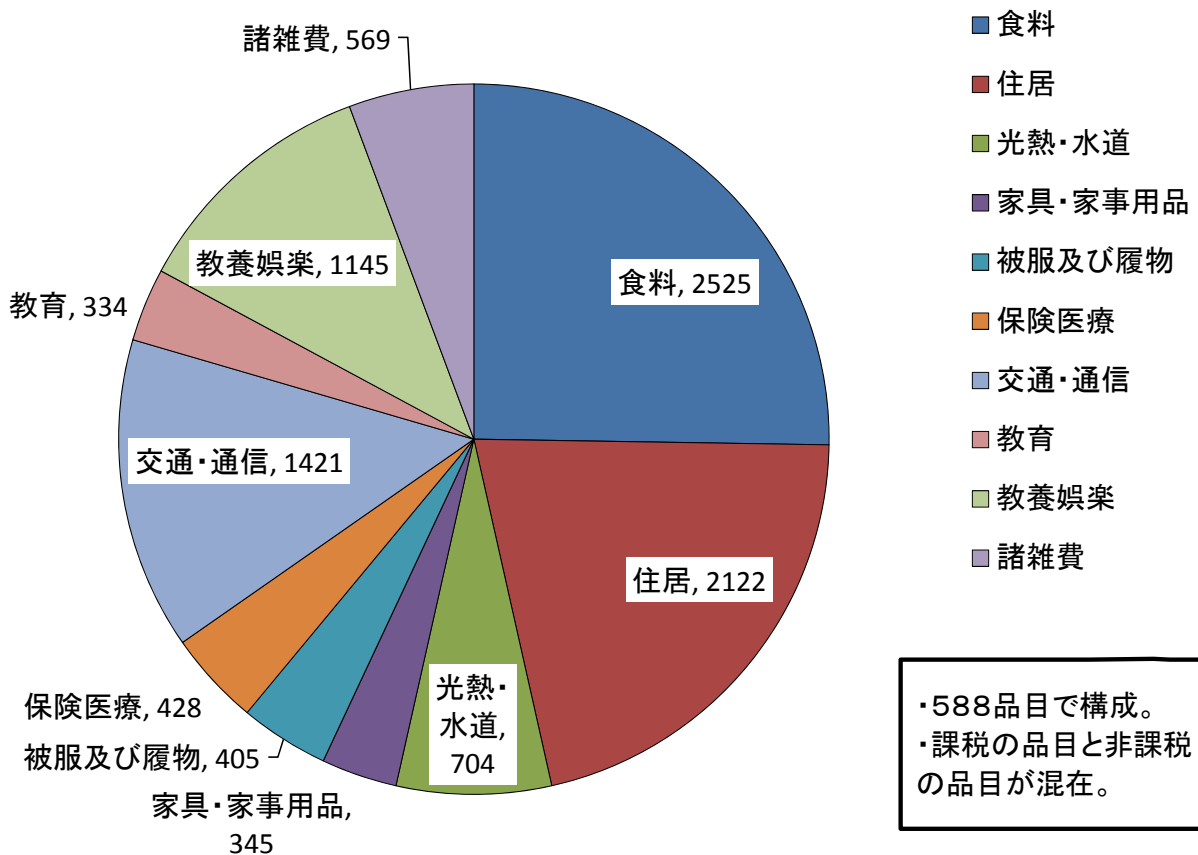
(1) 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの物価変動を測定するものである。指数計算に採用している各品目（指数品目）のウェイトは総務省実施の家計調査等に基づいている。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されている。

(2) 消費者物価指数を構成する各品目（指数品目）のウェイト（イメージ）

指数品目は588品目で構成され、10の大分類に区分されている。この中には、課税品目と非課税品目が混在している（資料3）。

資料3

消費者物価指数 大分類のウェイト構成
(平成22年基準)



(3) 消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類

指数品目の中に混在している非課税品目を抽出すると以下ようになる(資料4)。

資料4

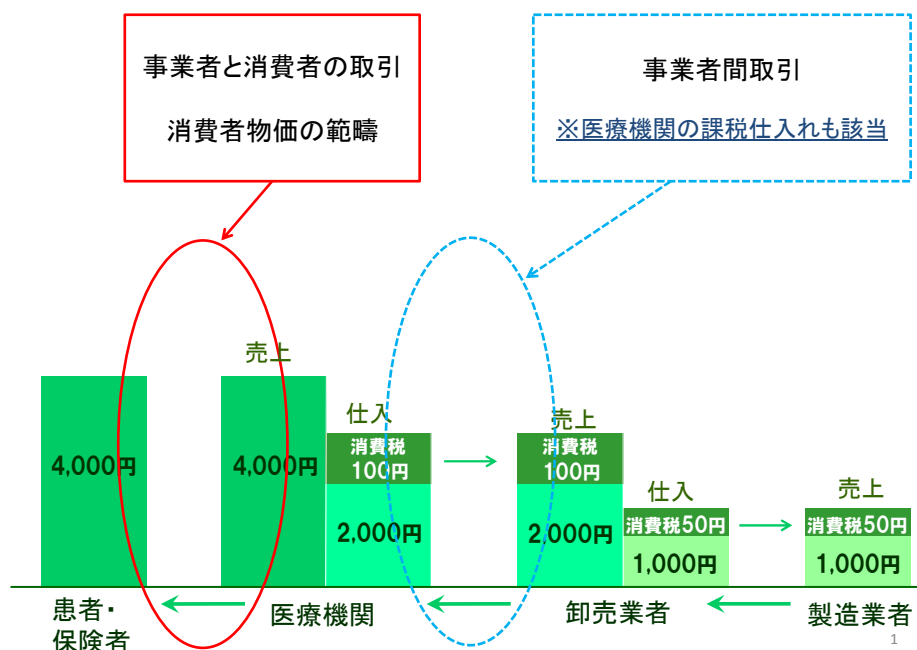
消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類
(平成22年基準)

課税・ 非課税	大分類	指数品目	ウェイト (一万分比)	前年同月比(%)		
				平成9年 3月	平成9年 4月	平成9年 5月
非 課 税	住居	家賃	1,865	1.5	1.5	1.5
		火災保険料	49	0.2	0.2	0.3
	保健医療サービス	診療代	196	1.4	0.4	0.4
		出産入院料	3	4.4	2.3	2.1
	交通・通信	自動車免許手数料	2	2.6	0.0	0.0
		自動車保険料(自賠償)	34	0.0	0.0	△ 10.8
		自動車保険料(任意)	168	0.0	0.0	0.0
	教育	授業料等	228	2.4	2.0	1.9
	教科書・学習参考教材	教科書	4	2.6	0.0	0.0
	教養娯楽	外国パック旅行	52			
	その他諸雑費	傷害保険料	122			
		保育所保育料	52			
		介護料	11			
		印鑑証明手数料	3	2.2	1.9	5.8
		戸籍抄本手数料	3	0.0	0.0	0.0
			パスポート取得料	3		
	非課税 合計		2,795			
課税	課税 合計 (指数品目省略)		7,205	(省略)		
	総合計		10,000			

2. 「消費者物価への影響」を用いることの問題点の整理

- ① 計算目的は消費税額の計算であるのに、消費税率ではなく、物価変動率の予測値を用いているために、実際には物価上昇額の予測になってしまっている。
- ② 物価変動率を用いること自体問題であるが、特に以下の点が問題である。
 - A) 医療機関の仕入取引は、事業者と消費者の取引ではなく、事業者間の取引であり、医療機関の仕入構成と消費者物価で採用されている指数品目の構成は全く異なる（資料5）。

資料5



- B) 消費者物価の指数品目の中には、家賃(平成2年10月以降非課税)、授業料等、自動車保険料(自賠責・任意)などの非課税品目が含まれている。したがって、課税品目についての消費税の影響をみるためには、少なくとも課税品目について集計した指数をみる必要があるが、非課税品目への影響も含んだ全品目を集計した指数を用いており、正しい判定がなされていない。

3. 事業者間取引における消費税引上げの影響

消費者物価は、事業者と消費者の取引に係る物価であるが、医療機関の仕入は、事業者間の取引である。事業者と消費者の取引に係る物価を、事業者間取引である医療機関の仕入に適用して、消費税率引き上げの影響を推計しようとするに、問題がある。

例えば、経済企画庁は、事業者間取引における物価である卸売物価への消費税率引き上げの影響について、その調査対象品目のほぼすべてが課税品目であり、また調査対象が売上高の大きい卸売業者であって非課税業者もほとんどいないことから、消費税率引き上げ分が完全に転嫁された場合、物価上昇率は消費税率引き上げ幅に近い値になると説明している¹。

消費税引上げ分が完全に転嫁されるかどうかについては、課題があるものの、現在、政府において、適正な転嫁の確保に向けた取り組みが行われている²。

以上を踏まえれば、医療機関の課税仕入れについての消費税率引き上げの影響を、「消費者物価の影響」を用いて算定することは不適切である。

¹ 経済企画庁『物価レポート '97』、17 ページ

² 三菱東京UFJ銀行「消費税率引き上げがもたらす家計負担の大きさと個人消費への影響」（『経済レビュー』、No.2013-5、2013年4月13日）は、平成25年4月の消費税率引き上げについて、「今回は他の税制変更の影響という点で前回の税率引き上げ時の状況に近いこと、加えて消費税の円滑かつ適正な価格転嫁に向けた対策が実施される予定であることなどを考え合わせると、税率引き上げ分が課税対象品目の価格にそのまま転嫁される可能性が大きい。」と指摘している。

(参考資料) 消費税率引き上げに伴う「消費者物価への影響」の検証

診療報酬本体の改定率の計算式に、「消費者物価への影響」を用いてきたことが、医療機関の消費税負担において「マクロ的な補てん不足」が生じた重要な要因であり、それに替えて「消費税率」を用いるべきである。

以下、「消費者物価への影響」について、平成9年消費税引上げ時の計算過程の検証を行うとともに、仮に平成26年改定で「消費者物価への影響」が用いられた場合の試算結果を示す。

「消費者物価への影響」について、経済企画庁物価局編『物価レポート '97』の解説(資料1)を参考として、課税品目についての影響を消費税引上げ率、非課税品目についての影響を0%¹と仮定して、平成9年消費税引上げ時の「消費者物価への影響」を試算した結果、実際に改定に用いられた1.5% (消費税引上げ率2%に対して75%、資料2) とほぼ等しい値が得られた。

このように、「消費者物価の影響」が、消費税率引上げ幅より小さいのは、非課税品目が混在しているからに他ならない。逆に、課税品目に限って言えば、消費税率引上げ幅にほぼ相当する物価上昇が見込まれる。

なお、仮に、平成26年改定で「消費者物価への影響」を用いるとした場合は、平成22年度消費者物価基準に従って計算され则认为られるが、平成9年改定時に用いられた平成7年度基準に比べて、非課税品目の比重が約4ポイント増加しているため、上記仮定に基づき試算すると約2.1% (消費税引上げ率3%に対して約70%、資料2) となる。このように、非課税品目の比重に連動して変化する「消費者物価への影響」を用いることは、消費税率引上げに伴う課税仕入れのコストアップを推計するにあたっては不合理である。

¹ 実際には、非課税項目においても一部価格転嫁が行われると認められる。

資料1 経済企画庁物価局編『物価レポート '97 - 構造改革の進展と物価の安定』より、
P. 17

第4章 消費税率引上げ等の国内物価に与える影響

第1節 消費税率引上げ等が国内物価に与える影響の試算

1997年4月1日より、消費税率の3%から5%への引上げが実施されました。以下では、その影響について見ていくことにしましょう。消費税率引上げは、それが卸売価格や小売価格に転嫁されることによって、物価を上昇させます。仮に引上げ分が全て価格に転嫁されるとすると、物価は理論上、1.9% ($(105-103) \div 103 \approx 1.94\%$) 上昇することになります。

しかし、消費者物価の場合には、非課税品目や免税業者の存在も考える必要があります。消費税は、原則として国内において行われるすべての財貨・サービスの販売・提供等及び輸入取引を課税対象とするものです。ただし、土地の譲渡及び貸付け、有価証券等の譲渡等については、非課税とされているほか、政策的配慮から、公的な医療保険制度にかかる医療、住宅の貸付け、教育関係費用等についても非課税とされています。このような非課税品目が消費者物価指数の品目の中に占めるウエイトは約2割になります。

また消費税では、生産、流通の各段階で二重、三重に課税されることがないように、仕入れにかかる消費税額を控除する仕組みがとられています。しかし、免税業者にはこの控除が認められないため、消費税額の上昇分は販売価格に転嫁されることになります。このため、仕入れにかかった消費税率分よりは小さいと考えられるものの、免税業者の販売価格は上昇することになります。

このような事情を考慮した上で、経済企画庁物価局が消費税率引上げ前に行った試算では、消費税率引上げ分が完全に価格に転嫁されるとすると、消費者物価の水準は1.5%引き上げられることになります。

資料2

増税に伴う消費者物価への影響(日本医師会試算)

	H9年改定時(H7年基準)			(仮定)H26年改定時(H22年基準)		
	ウェイト	百分比	消費者物価への影響	ウェイト	百分比	消費者物価への影響
非課税部分	2,395	24.0%	× 0 = 0%	2,795	28.0%	× 0 = 0%
課税部分	7,605	76.1%	$\times \frac{5-3}{103} = 1.5\%$	7,205	72.1%	$\times \frac{8-5}{105} = 2.1\%$
合計	10,000	100%	1.5%	10,000	100%	2.1%

※非課税項目:住宅家賃、火災保険料、診療代、出産入院料、自動車免許手数料、
自動車保険料(自賠責・任意)、授業料等、教科書、外国パック旅行、傷害保険料、
保育所保育料、介護料、印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料、パスポート手数料

※課税項目 : 上記以外の項目